

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

スポーツツーリズムプロモーション業務委託 仕様書（案）

1 業務名

スポーツツーリズムプロモーション業務

2 業務目的

スポーツツーリズムを推進するため、本県への誘客が見込めるスポーツを切り口に、ランディングページ（以下「LP」という。）制作及び広告配信を行い、ターゲットを絞ったプロモーションを展開する。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までの期間とする。

4 委託業務概要

- (1) スポーツを入り口とした観光誘客をテーマとした新規LPの制作
- (2) LPへの誘導に繋げるターゲティング広告

5 委託事業の内容

(1) スポーツをテーマとした新規LPの制作

協会が運営するWEBサイト「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/>)に掲載するLPとして、「スポーツ」をテーマにWEBページを制作すること。

ア 「スポーツ」で取り上げるテーマは、水辺のアクティビティ（ラフティング、カヌー、カヤック）、サイクリング、山のアクティビティ（ハイキング、登山、トレッキング、ロッククライミング）の3つ（以下、「3カテゴリ」とする）とする。

本県で実施できるアクティビティを広くPRするため、8種目全て取り上げる。特に、埼玉県が実施する「スポーツツーリズム動画制作業務」や「スポーツツーリズム周遊企画業務」で取り上げる種目については相乗効果を発揮できるよう、内容を充実させること。

イ カテゴリごとのメインターゲットは下記のとおりであり、ファミリー層からミドル世代まで幅広く想定している。

(ア) 水辺のアクティビティ（ラフティング、カヌー、カヤック）

ファミリー層

(イ) サイクリング

初級～中級程度の実施経験があり、ひとりで出かけることもあるミドル世代

(ウ) 山のアクティビティ（ハイキング、登山、トレッキング、ロッククライミング）

カップル・友人と旅行を楽しむミドル世代

- ウ 埼玉県でアウトドアスポーツをやってみたいと思わせるよう、魅力ある魅力観光誘客に繋げる工夫を講じること。
- また、単にスポーツの紹介を行うのではなく、グルメや自然、周辺の観光スポットなど魅力的な観光資源を組み合わせることにより、本県のスポーツツーリズムの認知度向上及び来訪意欲を高め、観光消費拡大を目指す内容とすること。
- エ スポーツの実施場所や観光施設等を選定する際は、一部の地域に集中するのではなく県内全域にプロモーション効果があるようバランスを考慮すること。なお、紹介したスポーツが体験できる全域マップを掲載するなど本LPを見たユーザーが県内を周遊しやすいように見せ方を工夫すること。
- オ 魅力的で興味関心を与える写真、動画、アニメーション等を使用するなどして、インパクトのある内容にすること。
- カ 制作ページは2ページ以上とすること。
- キ デザイン・内容については協会と協議のうえ、決定すること。
- ク パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末で閲覧しても見やすいデザインを基本とし、そのうえで、レスポンスデザインなど利用者のデバイスによってサイト内のページを最適に表示できるようにすること。
- ケ LPの公開時期はカテゴリ別に下記のとおりとする。公開に向けた具体的なスケジュール案を提出すること。
- (ア) 水辺のアクティビティ 令和7年8月20日(水)(予定)
 - (イ) サイクリング 令和7年9月12日(金)(予定)
 - (ウ) 山のアクティビティ 令和7年10月10日(金)(予定)
- コ LPのバナーを制作すること。なお、受託者は必要に応じてバナーのサイズ調整を行うこと。
- サ LPIについて、ドメイン取得に必要な対応を行うこと。なお、LPのデータを格納するサーバは「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/>)内とし、サーバへのアップロード作業は本業務に含まないものとする。
- シ LPのデータは提示した期日までに必ず納品すること。また、事前にテスト環境で動作確認を行ったうえで納品すること。
- ス その他、定められた予算の範囲内において、LPの閲覧数増加に向け、魅力的かつ効果的にプロモーションをする手法(キャンペーン等)があれば提案すること。
- セ LPの制作にあたっては、仕様や規格等について、協会が運営する「ちょこたび埼玉」の保守・運用を受託する事業者連携して制作を行い、委託期間終了後も協会等が適宜修正できるものとする。
- ソ LPの納品後、契約期間内に修正の必要が生じた場合、適宜対応し、修正後のデータを協会へ再納品すること。
- タ 企画に基づき、必要な素材の撮影及び取材、手配等以下の内容については受託者が行うこと。
- (ア) 資料及び素材の収集
 - (イ) 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- チ LP制作にあたり発生する費用(施設使用料、タレント出演料、交通費、謝礼等)は受託者負担とする。

- ツ 業者決定通知後、速やかに協会と協議を実施し、実施計画書をもとに体制、年間制作スケジュール、役割分担について提示、説明を行うこと。
- テ LPのデータを格納するサーバは「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/>) 内とし、サーバへのアップロード作業は本業務に含まないものとする。
- ト その他、定められた予算の範囲内において、LPの閲覧数増加に向け、魅力的かつ効果的にプロモーションをする手法（キャンペーン等）があれば提案すること。
- ナ LPの制作にあたっては、仕様や規格等について、協会が運営する「ちょこたび埼玉」の保守・運用を受託する事業者連携して制作を行い、委託期間終了後も協会等が適宜修正できるものとする。
- ヌ 企画に基づき、必要な素材の撮影及び取材、手配等以下の内容については受託者が行うこと。
 - (ア) 資料及び素材の収集
 - (イ) 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- ネ LP制作にあたり発生する費用（施設使用料、タレント出演料、交通費、謝礼等）は受託者負担とする。
- ノ 埼玉県が実施する「スポーツツーリズム動画制作業務」において、制作する動画を掲載すること。
- ハ 埼玉県が実施する「スポーツツーリズム周遊企画業務」におけるスタンプラリーの内容やチラシについて掲載すること。
- ヒ 埼玉県が指定するロゴマークをLPに活用すること。ロゴマークは6月下旬までに県から画像データを提供する。
- フ LP制作にあたっては、上記（１）ノ、（１）ハのほか、埼玉県が実施する「スポーツツーリズム広域プロモーション業務」の各委託事業者と連携して実施すること。

(2) LPへの誘導に繋げるターゲティング広告

- ア 協会運用のSNS（Instagram、X、Facebook）を活用し、LPへの誘導に繋げるSNS広告配信を行うこと。
- イ 広告配信に関し、ターゲット設定やキーワード設定、配信時期等については協会と協議のうえ実施すること。
- ウ LPの閲覧者増加に効果的な広告配信媒体や広告手法を提案すること。
- エ 運用実績に応じて、出稿金額の調整やバナー及びテキストの差し替え等に対応すること。

(3) KPIの設定

LPについて、ユーザー数、PV数、直帰率について目標値を定め、達成に向けた具体的な手法を提案すること。

6 報告

(1) 報告

- ア LPやSNS広告配信の進捗状況について、協会に適宜報告すること。なお、必要に応じ、受託者主催のうえ報告内容等に関する会議を実施することができる。

- イ 受託者にて制作した各LPについて、Googleアナリティクスにてアクセス解析した実績レポート（PV、ユーザー数、平均滞在時間等）を、毎月、協会へ提出すること。
- ウ SNS広告配信開始後は、掲出媒体別実績レポート（掲出内容・掲出期間・表示回数・クリック数・クリック率等）を、毎月、協会へ提出すること。

（２）提出物

ア 事業実施報告書

毎月の評価及び改善を経て最終的な事業の効果検証を取りまとめた報告書を作成すること。

※報告書の内容については事前に協会の承認を受けること

（ア）項目

- ・各LPの制作結果
- ・広告配信媒体と広告配信時期に関する検証結果
- ・広告配信から各LPへの誘導結果、考察等

（イ）提出期限

令和8年3月31日（火）

（ウ）提出先

一般社団法人埼玉県物産観光協会 プロモーション課

（エ）提出方法

- ・事業実施報告書 部数 2部
- ・上記報告書を記録した電子データ

イ 成果品

次のものを、紙媒体及び電子媒体（DVD-ROM 等）で納品すること。電子データについては最新版のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。

（ア）各LPのサイト設計書

（イ）サイト内のコンテンツを構成するファイル一式（HTML、スクリプト、画像等）

（ウ）本事業において取得した画像及び動画データ（但し、協会から提供されたデータを除く。）

（エ）バナー、アイコン等のデザインデータ（aiデータ・PNGデータ等）

（オ）事業実施報告書

7 本事業において取得した写真・動画に関する権利の帰属等

- （１）受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に承諾を得ること。
- （２）成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- （３）制作過程で生じる権利関係、著作権等の処理は、事業者の責任及び費用で行うこと。
- （４）投稿に使用した写真、イラスト、デザインの著作権は、他事業者から借り受けたものを除き、すべて発注者に帰属するものとする。埼玉県の観光物産の広報宣伝等で有効に活用できると判断した場合、他の媒体でも使用できるものとする（広告を除く）。ただし、受託者が所有する写真、イラスト等を発注者が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・承諾等を要するものとする。

8 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に承諾を得ること。
- (6) 受託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本事業により発生した収入があり、得られた収入から委託金額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は発注者に返還するものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 発注者が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく発注者と協議を行うものとする。
- (10) 戦略的情報発信を行う施策として自由提案があれば記載すること。
- (11) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。